

令和4年度 事業計画書

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月 31日

一般社団法人 大学共同利用研究教育アライアンス

1. 活動方針

一般社団法人大学共同利用研究教育アライアンスは、大学共同利用機関法人（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）及び国立大学法人総合研究大学院大学が一体的な研究教育活動を通じてその機能を十分に発揮するための事業を推進し、もって我が国の学術研究の発展に寄与することを目的としている。

令和4年度は「4つの大学共同利用機関法人と総合研究大学院大学が各法人の機能を十分に発揮するための連携事業の企画、実施」を活動方針として掲げ、研究力強化事業、大学院教育事業、運営の効率化推進を企画するとともに、着実に実施する。

2. 事業計画

2-1 総務

2-1-1 会議等の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) アドバイザリーボード

2-1-2 事務局の整備

本法人の事務を処理するため、次の事業を行う。

- (1) 法人運営に必要となる各種規則の整備
- (2) 本法人のホームページの整備・拡充
- (3) 4つの大学共同利用機関法人と総合研究大学院大学を紹介するパンフレットの制作

2-2 研究力強化事業

研究力強化のための連携に関する事業（定款第5条（1））を行うため、「研究力強化部会」において、次に関する事業を検討、実施する。

- (1) 異分野融合・新分野創出に向けたプログラム（出会いの場構築、研究支援、など）
- (2) 大学法人との意見の交換の場の構築
- (3) 大学共同利用機関全体に関わる研究戦略・広報に向けた I R
- (4) アライアンス下におけるデータサイエンスの推進
- (5) 研究力強化への貢献に対する顕彰・研修制度の構築
- (6) その他、国際化、産学官連携に関する共通事業の検討

2-3 大学院教育事業

大学院教育の充実及び若手研究者の育成のための連携に関する事業（定款第5条（2））を行うため、「大学院教育部会」において、次に関する事業の構築について検討する。

- (1) 大学共同利用機関「特別研究員」制度

2-4 運営の効率化推進

効率的な業務運営のための連携に関する事業（定款第5条（3））を行うため、「業務運営部会」において、次に関する事業を企画、実施する。また、作業効率を上げるため各部会の下に所掌する業務（総務系業務、研究協力系業務、財務系業務、施設系業務）ごとにWGを設けて検討する。

- （1）個人情報等の合同研修、男女共同参画講演会
- （2）情報セキュリティ、知的財産、安全保障輸出管理の合同研修
- （3）共同調達、共同契約の推進
- （4）入札監視委員会の実施、組織間グループメール「施設の知恵袋」の活用